

公益財団法人やまがた農業支援センター
独立就農者育成研修事業 受入農業経営者募集要項

公益財団法人やまがた農業支援センター（以下「センター」という。）では、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）別記2の第2の1に規定する就農準備資金を交付する事業に基づき研修を受ける者（以下「研修生」という。）に対し、就農に向けた実践的な研修を実施していただける農業経営者（以下「受入農業経営者」という。）を以下のとおり募集します。

1 事業の趣旨

(1) 独立就農者育成研修事業受入農業経営者について

本事業では、非農家出身等で独立就農等をめざす新規就農希望者に対し、就農に必要な知識や技術を習得させるための実践研修等を実施することとし、これらの研修を実施することのできるすぐれた農業経営者、農業法人、団体等を受入農業経営者として募集するものです。

(2) 就農準備資金を交付する事業との関係

本事業による研修は、国実施要綱に定める就農準備資金を交付する事業の要件の一部となるものですが、当該資金の交付を確定するものではありません。

2 応募者（受入農業経営者）の要件

本事業の受入農業経営者に応募できる者は、次の要件をすべて満たす者とします。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

- ア 個別農業経営体
- イ 農業法人（農業生産をしている団体であること）
- ウ 新規就農者受入団体等

(2) 研修生の受入れ体制が整っていること。

- ア 研修生に対して十分な指導を行うことができる5年以上の農業経験を有する研修責任者（経営主本人を含む）を設置すること。
- イ 研修責任者はすぐれた技術力と経営能力を備えていること。
- ウ 研修終了後の研修生の就農（雇用就農含む）や就農後の営農に対して指導助言をすること。

(3) 就農準備資金を交付する事業の要件に合致する研修を実施すること。

- ア 研修期間が概ね1年以上、かつ概ね年間1,200時間以上（概ね2,000時間を超えない範囲以内）の研修を実施すること。
- イ 受入農業経営者、研修生及びセンターの三者による農業研修に関する確認書を締結すること。
- ウ 親族（三親等以内の者をいう）に該当する者（農業法人、団体等にあつては、構成員と親族関係にある者）については研修を実施しないこと。
- エ 過去に雇用契約（短期間のパートやアルバイトを除く）を結んだことがある者については研修を実施しないこと。
- オ 研修生を労働者として扱わないこと。また、研修生に対し労働対価としての金銭を支給しないこと。なお、適宜、休養日（4週間を通じて4日以上が目安）を設けるよう研修生を指導し、研修生が過労とならないよう配慮すること。

- (4) 就農準備資金を交付する事業の実施に協力すること。
 - ア 研修生が作成する研修計画や研修状況報告の作成について支援すること。
 - イ センターが実施する研修状況調査に協力すること。
 - ウ 研修の実施にあたり関係機関との連携を心がけること。
- (5) その他
 - ア 経営体の構成員について、暴力団員等又は暴力団もしくは暴力団員等と密接な関係を有する者がいないこと。

3 応募方法

- (1) 応募に必要な書類
 - ア 個別農業経営体
 - ①受入農業経営者申込書（様式1-1）
 - ②農業経営の概要（様式2-1）
 - ③研修計画（様式3-1）
 - ④研修責任者の履歴書（様式4）
 - ⑤要件確認票（様式5）
 - イ 農業法人
 - ①受入農業経営者申込書（様式1-2）
 - ②農業経営の概要（様式2-2）
 - ③研修計画（様式3-2）
 - ④研修責任者の履歴書（様式4）
 - ⑤要件確認票（様式5）
 - ⑥前年度の総会資料など組織や経営の状況が分かる資料
 - ウ 新規就農者受入団体等
 - ①受入農業経営者申込書（様式1-3）
 - ②農業経営の概要（様式2-3）
 - ③研修計画（様式3-3）
 - ④研修責任者の履歴書（様式4）
 - ⑤規約並びに当該年度予算書等（組織の概要が分かる資料）
 - ⑥要件確認票（様式5）
- (2) 提出先
 - ア 応募者はセンターに対し、上記(1)の書類を提出してください。
 - イ 募集期間は5月～2月（翌年）とします。

4 認定等

- (1) 認定方法
 - ア 提出された書類に基づき、応募者の面接と現地調査を行い、受入農業経営者としての要件を備えているかを評価します。
 - この場合、応募者所在地の市町村等の指導を必要に応じて受けるものとします。
 - イ 前項評価結果に基づき、受入農業経営者として相応しいと認められる場合は認定するものとします。
 - ウ 認定期間が満了し継続を希望する場合は、書類審査に基づき認定するものとします。
- (2) 県及び市町村への情報提供

センターは認定された受入農業経営者の一覧について、県及び関係市町村に対し、適宜情報提供するものとします。

(3) 認定期間

認定期間は、認定した日から3年間を経過した年の年度末とします。

ただし、研修期間が終了していない場合は研修が終了するまで延長できるものとします。

なお、研修生が複数の場合は、もっとも早く研修が終了する日までとします。

(4) 認定の取消

センターは、受入農業経営者が次の事項に該当したときは、受入農業経営者認定を取り消すことができるものとします。

ア 2の「応募者（受入農業経営者）の要件」を満たさなくなったとき。

イ 受入農業経営者としてふさわしくない行為があったとき。

ウ 応募内容に虚偽の記載や説明があったとき。

5 研修希望者への情報提供及び個人情報の取扱い

(1) 研修希望者への情報提供

センターは、認定された受入農業経営者から提出いただいた農業経営の概要（様式2）及び研修計画（様式3）の内容について、研修希望者が具体的な研修先等を検討するために必要な範囲で、当該研修希望者に対し情報提供を行うものとします。

(2) 個人情報の取扱い

この要項に基づき取得した受入農業経営者の個人情報は、センターが実施する新規就農者の育成・確保のための事業において利用するものとし（業務上必要な範囲において行う県及び市町村への提供を含む。）、それ以外の目的には利用しないものとします。

6 他の事業の実施依頼

この要項により認定された受入農業経営者については、ふち農業・農村暮らし体験等、センターが実施する新規就農者の育成・確保のための事業の実施先として依頼することができるものとし、依頼があった場合は可能な限り協力するものとします。

7 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、センターが別に定めるものとします。

附則 この要項は、平成24年12月6日から施行します。

附則 この要項は、平成27年1月13日から施行します。

附則 この要項は、平成27年12月1日から施行します。

附則 この要項は、平成29年4月1日から施行します。

附則 この要項は、令和2年4月1日から施行します。

附則 この要項は、令和4年4月1日から施行します。

附則 この要項は、令和5年4月1日から施行します。